
第4章

具体的な施策について

4-1 施策体系

4-2 具体的な施策

基本目標1 大府らしさが感じられる緑を守る

基本目標2 身近な緑を増やし、つなげる

基本目標3 緑の多様な機能を学び、みんなで育む

基本目標4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす

4-1 施策体系

本計画の基本理念と、基本理念を市民と共有するためのキャッチフレーズ、基本理念及びキャッチフレーズの実現に向けた基本目標、基本目標に基づく施策方針の体系図を以下に示します。



4-2 具体的な施策

基本目標の実現に向けた具体的な施策を次頁以降に示します。

また、本計画では、計画期間中に重点的に取り組む施策を重点施策として、基本目標ごとに設定しています。ここでは、各重点施策をまとめて整理します。

重点施策

ビオトープ^{【※】}（生物生息空間）の整備

【基本目標 1-施策方針(4)】 P45

鞍流瀬川を中心に、野鳥などの生き物が集う川辺空間（ビオトープ）の整備や、自然環境の保全を図りながらの景観改良を官民連携で行います。



重点施策

河川管理用通路を利用した緑道の整備

【基本目標 2-施策方針(5)】 P49

河川管理用通路などを利用して、緑道の整備を推進することにより、水辺空間の活用を図ります。



重点施策

自然観察会等の開催

【基本目標 3-施策方針(1)】 P50

二ツ池セレクトナでの自然散策等の体験を通して、生物の生息状況を体験学習することにより、生態系の拠点となる緑や水辺に関する意識の高揚を図ります。



重点施策

市の木・市の花を活用したまちづくり

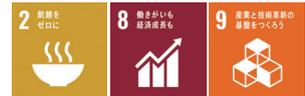
【基本目標 4-施策方針(4)】 P54

令和2年9月1日の市制50周年を記念し、市の木にサクラ、市の花にツツジを追加します。既存のクロガネモチ、クチナシと合わせて、様々な場面で市の木・市の花を活用したまちづくりを推進します。



基本目標 1 大府らしさが感じられる緑を守る

施策方針(1) 優良な農地の保全



これまで、都市緑地法における緑地の定義には農地が明確に位置付けられていませんでしたが、都市緑地法等の一部改正により、都市農地が都市にあるべきものとして、農地も緑地に含まれることが明確にされました。

都市農地は、農産物の生産以外にも、農業体験や食育などの環境教育、農作業を通じた自然や人とのつながりによる生きがいの場、良好な景観形成などの機能も有しています。こうした多面的な機能を有する農地について、農業の振興や農地の有効活用等により保全を図ります。

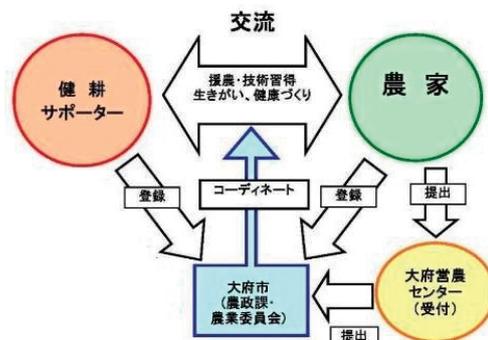
施策	施策の方向性
都市近郊農業 ^{【※】} の安定化	各種補助事業により農業経営を支援することで、都市近郊農業経営の安定化を図ります。
市民と農家の交流や多様な担い手の育成	健耕サポーター事業の実施や農福連携 ^{【※】} 等による多様な担い手等の育成・確保により、耕作放棄地の発生予防を図ります。
農地の有効利用	農地の賃借を円滑に行い、農地が継続して有効利用されるように地域の話し合い等を推進します。
特定生産緑地制度 ^{【※】} を活用した都市農地の保全	土地所有者の意向を踏まえて特定生産緑地の指定を行い、都市農地の保全を図ります。
農地を活用した農業体験の場・機会の提供	木の山地域で市民が農業を体験できる取組を実施しています。耕作放棄地等の農地の活用により、他地域での実施も検討していきます。

Column

健耕サポーター事業

農家の営農をサポートするとともに、農業に興味のある方へ農業にかかわる機会を提供し、大府の農業の活性化を目指して、農業に興味がある人、農作業を通して生きがいや健康づくりをしたい人、農業技術を習得して就農したい人などを「健耕サポーター」として募り、高齢化や後継者不足で悩む農家へと紹介し、無償で農作業のお手伝いをしていただく取組を行っています。

「健耕サポーター」は、WHO 健康都市大府の市民が、農家のサポーターとして、健やかに大地を耕すことで、「市民の健康」と「まちの健康」の実現することをイメージして名付けました。



※受入農家については、JAあいち知多大府営農センターでも受付を行っています。

施策方針(2) 樹林地の適切な保全



本市では、社寺境内地の緑など、重要な樹林地等を保全地区や保存樹木に指定しており、それ以外にも貴重な緑が残っています。都市化の進行に伴って身近な緑が減少する中、各種法規制により都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、樹林地の適切な保全を図ります。

施策	施策の方向性
計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用の推進により、緑などの自然環境保全を図ります。緑などの自然環境について、宅地開発業者への指導・要請等により、自然環境の保全を図ります。
地区計画による緑地指定	地区計画により緑地指定を行うことにより、良好な樹林地等の保全を図ります。
保全地区、保存樹木の指定等による保全	「大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、重要な樹林地等を「保全地区」、「保存樹木」に指定し、樹林地等の緑の保全を図ります。
竹林、里山林の整備	既存の竹林、里山林を整備することで、良好な自然環境の保全を図ります。

施策方針(3) ため池の保全



市内にはため池が76か所点在しており、散策路などを設けて市民の憩いの場となるように環境整備を行ったため池も9か所あります。治水・利水機能だけでなく、多様な生物を育み、本市の特徴的で貴重な緑でもある、ため池の保全を図ります。

施策	施策の方向性
治水機能の強化	農業用ため池の浚渫等により、水辺空間の保全を図ります。
生物多様性に配慮したため池整備	ため池の整備にあたっては、地域の自然環境や生息・生育する動植物に配慮するなど、生物多様性に配慮した整備を行います。
環境施設の再整備	老朽化したため池の環境施設を再整備します。

施策方針(4) 河川・水辺の保全



本市では、市の中央部を北から南に向かって鞍流瀬川が、東部を境川が、南部を西から東に向かって石ヶ瀬川が流れています。

河川は生物の生息環境であり、生息地間をつなぐ移動経路としても重要な役割を果たしています。また、自然とのふれあいの場や郊外から清涼な風を市街地に送り込む風の道にもなっていますので、こうした河川と水辺の保全を図ります。

施策	施策の方向性
【重点施策】 ビオトープ（生物生息空間）の整備	鞍流瀬川を中心に、野鳥などの生き物が集う川辺空間（ビオトープ）の整備や、自然環境の保全を図りながらの景観改良を官民連携で行います。
環境美化、排水機能の維持	河川、水路、調整池の草刈、浚渫等により、水面及び水辺の保全・創出を図ります。

基本目標 2 身近な緑を増やし、つなげる

施策方針(1) 身近な公園・緑地の整備



本市では、土地区画整理事業などに伴い、計画的な公園・緑地の整備を進めており、公園面積も着実に増加してきています。一方、健康志向の高まりによりウォーキングやランニングを行う市民も増加しており、公園利用に対するニーズも多様化しています。

新規の公園整備にあたっては、ワークショップの開催等によって市民ニーズを把握し、計画段階から市民との協働を進めるなど、地域が抱える課題の解決に資する整備（グリーンインフラの取組）を行います。また、既存公園においては、利用実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るなど、市民の身近な公園・緑地の整備と質の向上を図ります。

施策	施策の方向性
身近な公園・緑地の整備	ワークショップなどで地域の特性や市民の要望を踏まえた公園整備を進めることにより、緑化推進を図ります。 公園緑地の分布状況等を考慮し、公共空地での緑地等の整備を進めることにより、緑化推進を図ります。 土地区画整理事業などで新たに住宅地や工業用地などを整備する地区においては、計画的に公園・緑地を整備します。
宅地開発に合わせた緑地の創出	土地区画整理事業などで新たに住宅地や工業用地などを整備する地区においては、計画的に公園・緑地を整備します。 地区計画により緑地指定を行うことにより、良好な樹林地等の保全を図ります。 「大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例」の規定に従い、事業者への指導・要請等を行うことで公園・緑地の保全を図ります。
既存公園の再整備	整備・供用されてから一定の年月が経過している公園について、公園の利用実態等を踏まえながら、必要に応じて再整備を検討・実施します。

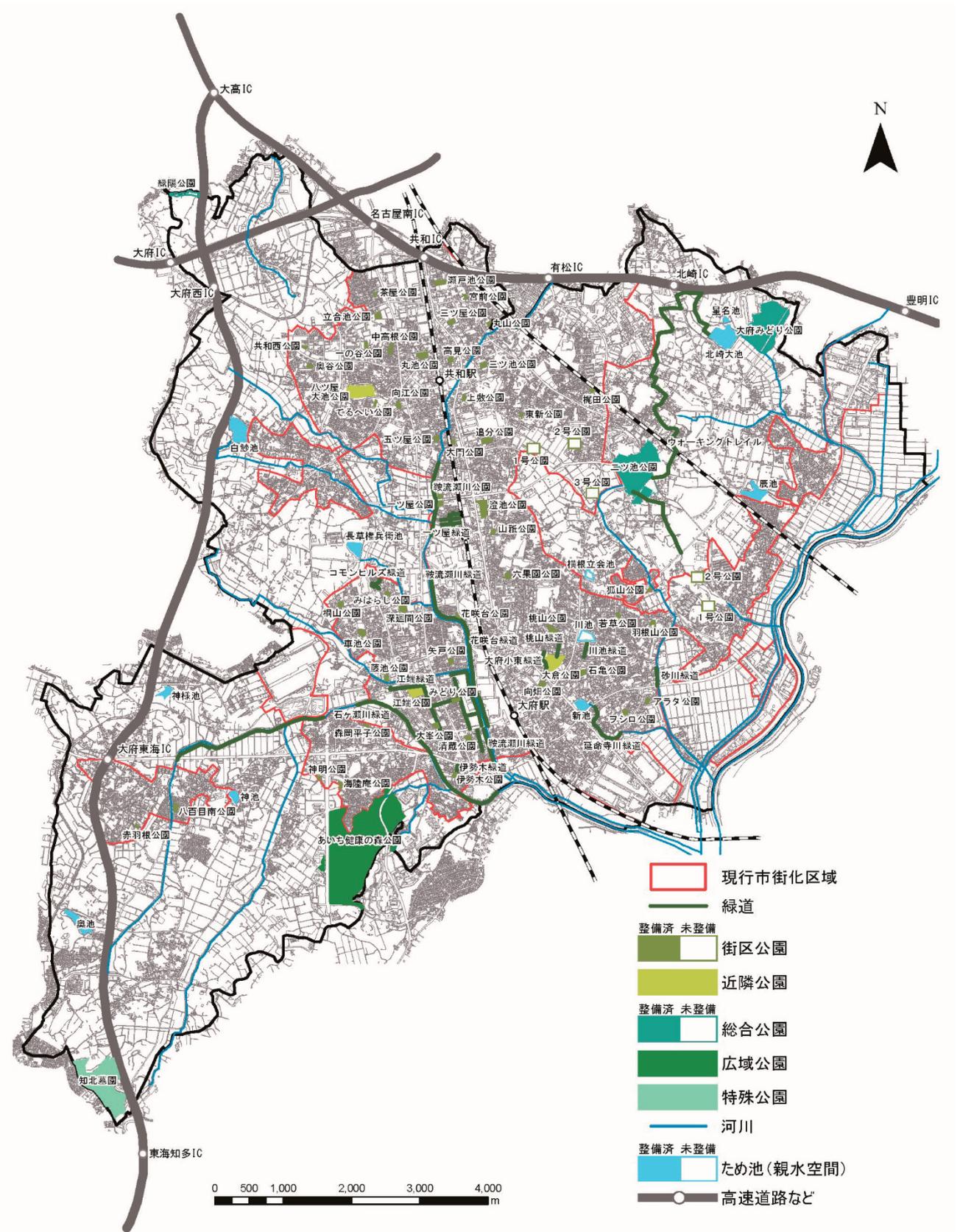


図 公園緑地配置図

資料：第4次大府市都市計画マスタープラン

施策方針(2) 公共施設緑化の推進



公共施設は多くの市民が集まる（利用する）場所であるため、潤いのある空間として、また、訪れた人が自宅等で参考にしたいと思える緑化の展示場所として、積極的な緑化を推進します。

施策	施策の方向性
敷地内、屋上・壁面などの緑化推進	緑化基金等を活用して、小・中学校や植樹帯等公共施設緑化の推進を図ります。
市民協働による緑化推進	提案型緑花推進事業 ^{【※】} 等各種制度の実施により、市民との協働で緑化推進を図ります。

施策方針(3) 民有地緑化の推進



本市では、森林や田畑、河川やため池などの良好な景観が残されている一方で、都市化の進展に伴って身近な緑が減少傾向にあります。当面は人口増加が予測されており、住宅地などの都市的土地利用が増加すると想定されるため、各種支援制度を活用し、民有地の緑化を推進します。

また、市民との協働によるシビックガーデン^{【※】}の推進により、まち全体がシビックガーデン（市民の庭）となり、健康都市としてさらに魅力あふれるまちとなることを目指します。

施策	施策の方向性
民有地緑化を推進する支援の継続、拡充	各種民有地緑化支援制度により、民有地における緑化推進を図ります。 シビックガーデンコンテストを開催し、家庭や協働花壇の緑化を推進します。
民有地緑化制度の啓発	民有地緑化支援制度のPRにより、制度の活用を促進します。

Column

人生の記念に樹木をプレゼント（記念樹配布事業）

本市では、平成17年度から「大府市緑化基金」を活用した市民協働による緑化推進事業を展開しており、その事業の一つとして、民有地の緑化を推進するため、住宅の新築や子どもの誕生などの人生の記念として、市の木（クロガネモチ）と市の花（クチナシ）などの樹木をプレゼントしています。

【対象となる記念】

- ・住宅を新築・購入した記念
- ・子どもや孫が誕生した記念
- ・子どもや孫が保育園・幼稚園などに入園した記念
- ・子どもや孫が小中学校に入学した記念
- ・子どもや孫が幼・保・小中学校を卒業する記念
- ・子どもや孫が成人となった記念
- ・結婚する記念
- ・還暦等の賀寿を迎えた記念
- ・金婚式（50周年）等の結婚記念を迎えた記念



施策方針(4) 道路緑化の推進



街路樹は、街並みに彩りや季節感を与え、沿道の景観を向上させるほか、火災時の延焼防止、歩車分離による安全性確保、交通騒音の緩和などといった機能を有しています。また、雨水の浸透、夏の強い日差しの遮断、蒸散作用による気温上昇の抑制など、気候変動の影響やヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。こうした都市生活の快適性向上に資する街路樹の整備を進めるとともに、道路に面した空地等を活用したポケットパークの整備などにより、道路緑化を推進します。

施策	施策の方向性
街路樹の再整備	道路整備事業に併せて街路樹の整備を行うことにより、道路緑化を図ります。大木化や老木化、成長不良等によって、倒木、通行障害、景観の悪化などの問題を引き起こしている街路樹の再整備を検討します。また、ツツジが多く植栽されている道路は「ツツジ街道」など、地域の魅力向上にもつながる街路樹の再整備を検討します。
ポケットパーク、緑地の整備	市道だけでなく、県道などの道路残地などを借り受けて、積極的に緑地やポケットパークなどを整備することにより、道路緑化の推進を図ります。

施策方針(5) 水と緑のネットワークの形成



公園やため池などを水や緑で結ぶことにより、自然と人とのふれあいの場をつなぐとともに、多様な生物の生息環境や良好な自然環境・生活環境の形成にもつながります。

市内では、あいち健康の森公園から大府みどり公園を結ぶ緑道や石ヶ瀬川・鞍流瀬川の河川管理用通路を利用した緑道が整備されています。今後も引き続き、水と緑のネットワークの形成に向けて、緑道の整備等に取り組みます。

施策	施策の方向性
【重点施策】 河川管理用通路を利用した 緑道の整備	河川管理用通路などを利用して、緑道の整備を推進することにより、水辺空間の活用を図ります。
生物の移動経路の確保	ため池や街路樹、竹林、里山林を整備することで、生物の移動経路を確保します。

Column

クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府

「クリーン・アップ・ザ・ワールド」は、オーストラリアで1989年より始まった世界で同時に行う清掃活動で、1993年からは国連環境計画の協力を得て、国際的な活動に発展しました。

毎年、世界130か国、3,500万人が参加していると言われており、本市でも9月に行われる環境保全活動を「クリーン・アップ・ザ・ワールド in 大府」と位置付け、石ヶ瀬川・鞍流瀬川周辺を中心に地元の団体などが主導して環境保全活動を実施しています。



基本目標 3 緑の多様な機能を学び、みんなで育む

施策方針(1) 緑や水辺に親しめる機会の創出



環境に関する市民アンケートの結果（P31）から、身近な緑や水、生き物などとのふれあいについて、「すでに取り組んでいる」と回答した人は17.0%であったものの、「取り組んでいないが、今後は取り組みたい」と回答した人は43.4%となっており、特に若い世代や子育て世代で多くなっていました。

緑を通じた豊かな暮らしを送ることができるよう、緑や水辺に親しめる場や機会を積極的に創出します。

施策	施策の方向性
【重点施策】 自然観察会等の開催	二ツ池セレクトナでの自然散策等の体験を通して、生物の生息状況を体験学習することにより、生態系の拠点となる緑や水辺に関する意識の高揚を図ります。
緑化に関する講座の実施	自然体験学習の拠点である二ツ池セレクトナ等での講座が充実することにより、多くの市民の参加が促進され、緑に関する意識の高揚を図ります。
シビックガーデンの推進	健康都市としてさらに魅力あふれる都市となるよう、市民との協働により、家庭や共同花壇での緑化を推進し、まち全体がシビックガーデン（市民の庭）となるよう取組を推進します。

施策方針(2) 緑の多様な機能を学ぶ機会の創出



都市の緑には、環境との共生、安全・安心の確保、健康・福祉の向上、地域コミュニティの醸成、地域経済・活力の維持など、多面的な機能を有しており、こうした機能を最大限発揮することにより、都市の課題を解決し、環境面・社会面・経済面の持続可能性を高めていくことができます。

二ツ池セレクトナでの環境学習の充実や、子どもから大人まで参加できる様々な体験学習の充実など、緑の多様な機能を学ぶ機会の創出に取り組みます。

近年、竹林・里山林の放置とその荒廃や拡大が進み、生物多様性の面からもその対応が課題となっています。竹林の無秩序な拡大を抑制するとともに、環境教育等の場としても活用できるよう、竹林の整備に取り組みます。

施策	施策の方向性
二ツ池セレクトナを拠点とした環境学習の充実	自然散策等の体験を通して、生物の生息状況を把握することにより、生態系の拠点となる緑に関する意識の高揚を図ります。
学校等での環境学習の充実	二ツ池セレクトナで学校からの依頼を受ける校外学習に対応することにより、環境学習の推進を図ります。
生物多様性への理解促進	鞍流瀬川や竹林、里山林の整備・管理を市民団体等との連携で行うことにより、環境教育や緑とのふれあいを図り、生物多様性への理解を促進します。
愛知用水と農作物への理解促進	小学4年生を対象に愛知用水と市で出前講座を実施し、農業の歴史理解を促進します。

施策方針(3) 協働による活動の拡大



緑地保全や緑化推進を効果的に進めていくためには、市民や活動団体、事業者、行政が共に助け合いながら行動できる仕組みが必要です。市民活動の活性化や市民が楽しみながら取り組める活動の推進など、協働による活動の拡大を図ります。

施策	施策の方向性
市民活動の活性化	コミュニティへの支援、提案型緑花推進事業の実施、あいち森と緑づくり事業補助金制度の活用、植樹祭の実施、市民活動の表彰などにより、市民活動の活性化を図ります。
緑化基金等の活用による緑化推進	緑化基金を活用した事業などにより、市民参加による緑化推進を図ります。
緑に関するイベントの開催	知多地域みどりの少年団交歓会の開催、セレクトナフェスタの開催、シビックガーデンコンテストの実施などにより、緑に関する意識の高揚を図ります。
花いっぱい運動の推進	市内の花壇に花苗を配布し、花があふれるまちづくりを進めます。
ため池の多面的機能を保全する活動の推進	農業関係者で構成する地元組織による、ため池の多面的機能（農業水利、地域防災、生物の生息・生育場所、地域の憩いの場の提供等）を保全する活動の活性化を図ります。
サクラマイスター ^{【※】} の養成	市の木に追加されるサクラの管理は難しく、適切な維持管理には知識と技術が必要になります。サクラを活用したまちづくりの推進に向けて、知識や技術を有するサクラマイスターの養成に取り組みます。

Column

シビックガーデンコンテスト

市民の皆さんと協働し、まち全体がシビックガーデン（市民の庭）となり、健康都市としてさらに魅力あふれるまちとなることを目指し、市民のご家庭の庭先を緑や花で飾っていただくシビックガーデンコンテストを毎年開催しています。



令和元年度シビックガーデンコンテスト入賞作品
 左上：一般（家庭緑花）の部 最優秀賞
 右上：一般（共同花壇）の部 最優秀賞
 左下：マスター（家庭緑花）の部 最優秀賞
 右下：マスター（共同花壇）の部 最優秀賞

基本目標 4 緑を豊かな暮らしとまちの実現に活かす

施策方針(1) 都市環境の保全



都市における緑は、大気浄化や騒音の緩和、ヒートアイランド現象の緩和など、都市における環境面での持続可能性への貢献が期待できます。

環境面での安全・安心・快適な生活環境づくりに向けて、緑が有する多様な機能を最大限発揮できるよう、適切な場所に適切な緑を確保します。

施策	施策の方向性
市街地における緑地の確保	都市化の進行に伴って身近な緑が減少している市街地において、既存の緑の保全や緑化の推進等により、大気汚染や騒音の緩和等の役割を果たす緑地を確保します。
二ツ池セレトナを活かした自然との共生、生物の生息環境の創造	フジバカマ ^{【※】} の植栽によってアサギマダラ ^{【※】} の飛来を呼び込む活動等、自然との共生、生物の生息環境整備の活動に取り組むことで、自然体験学習を推進します。

施策方針(2) 安全・安心の確保



大震災時の避難地や延焼防止帯、雨水の浸透・貯留等による水害の抑制など、緑の防災・減災機能を活用することで、自然災害からの安全・安心の確保に貢献することができます。

台風などに伴う大規模な洪水による被害、集中豪雨による内水被害、土砂災害、甚大な被害が想定される大規模地震など、災害の発生リスクが増大している中、防災公園や避難場所・避難経路等として活用できる緑の保全・創出、いざという時に利用できるよう日常的な活用の促進を図ります。

施策	施策の方向性
防災公園の整備	火災の延焼防止や避難の場として活用できるよう、土地区画整理事業等の整備時には計画的に公園を整備します。
ため池の耐震化	農業水利や地域防災機能を有するため池の安全性を確保するため、ため池の耐震化を図ります。
公園施設の計画的な更新	公園施設長寿命化計画に基づき、遊具などの修繕及び更新などを行い、安全・安心に緑と親しむことのできる場を提供します。

Column

アサギマダラを呼ぶために

長距離移動する大型蝶・アサギマダラは、10月頃に秋の七草として親しまれるフジバカマに飛来します。このアサギマダラを本市に飛来させるために、二ツ池公園にフジバカマを植え、アサギマダラ飛来の拠点づくりを進めています。



施策方針(3) 健康・福祉の向上、

地域コミュニティの醸成



本市では、人口減少や少子高齢化に対して、安心して出産・子育てができる環境の整備、子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの推進、元気な高齢者が地域や社会の中で活躍できる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

健康の維持増進に資する運動の場、子どもや子育て世代が安心して遊べる場、自立した生きがいを感じる生活につながる地域活動の場、コミュニティ活動の場などとして貢献できる公共的なオープンスペースとしての生活を持つ公園・緑地の整備や活用を促進します。

また、身近な緑である公園を安全安心に利用してもらえるよう、公園の禁煙化に取り組めます。

施策	施策の方向性
緑や花を楽しむ ウォーキングコースの充実	河川管理用通路などを利用して緑道を整備し、公園や緑地を経由したコースを設定することで、緑や花を楽しみながらウォーキングできる環境づくりに取り組みます。
多様な主体との連携による 公園・緑地の活用	市民団体との連携により、公園や緑地、ため池、竹林、里山林の整備・管理を推進し、環境教育や緑とのふれあいを促進します。
若者へのアプローチの強化	若者会議を活用するなど、若者の参画による緑化を進め、地域コミュニティの強化や郷土愛の醸成を図ります。
公園の禁煙化	多くの人に安全・安心に公園を利用してもらえるよう、公園内での喫煙を禁止し、「望まない受動喫煙のないまちづくり」を推進します。

Column

若者駅前プロジェクト

「若者駅前プロジェクト」は、至学館大学生をはじめ、高校生や若手社会人など自発的に集まった若者が中心となり、行政課題でもある「大府駅前のにぎわいづくり」の一環として、若者のアイデアを具現化するイベントを行うことで、若者の成功体験や承認体験による自己肯定感や自己有用感を育むことを目的に実施しています。また、若者だけでなく地元商店主などの協力や関わり合いを通じて、大府駅周辺における“人と人との繋がり”を生み出すことにより、大府駅周辺のにぎわいづくりも目指します。



施策方針(4) 緑のポテンシャルの活用



都市の緑は、身近な自然環境や高質なオープンスペースとして、住宅・宅地の資産価値の向上や、観光地としての魅力の増進などを通じて、地域経済・活力の維持に貢献できるポテンシャルを有しています。都市の持続可能性の向上に向けて、緑のポテンシャルを活かす様々な取組を展開します。

竹林・里山林の整備により、公園・緑地の質を高め、魅力向上を図ります。

施策	施策の方向性
【重点施策】 市の木・市の花を活用したまちづくり	令和2年9月1日の市制50周年を記念し、市の木にサクラ、市の花にツツジを追加します。既存のクロガネモチ、クチナシと合わせて、様々な場面で市の木・市の花を活用したまちづくりを推進します。
公園・緑地の魅力向上	竹林、里山林の整備や公園の遊具改修等を実施し、市民や来訪者が憩う環境を整えます。
水と緑に関する情報発信 (シティプロモーション ^{※1})	市内のサクラの位置を示したサクラマップや、ウォーキングマップの作成など、既存の緑をアピールすることで緑とふれあう機会を増やします。
観光緑花の推進 (グリーンインフラの推進)	大府駅周辺の中心市街地活性化に伴い、緑で人を呼び込めるような観光緑花を推進します。
ため池を活用したまちづくりの推進	ため池周辺の整備にあたっては、地域に親しまれる憩いの場として、景観に配慮した親水空間や公園機能の形成を進めます。